

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2016.4.1 No.10



早春のかおりを届けたい!



山うどの促成栽培をしている太田地域上齊内地区・小松英勝さんのハウス内では、山うどが“早春の香り”を漂わせて、モミ殻を割って次々と顔を出しました。収穫は、山うどが並ぶハウス内で2月上旬から続いております。

農地パトロール (利用状況調査) を実施

大仙市農業委員会では、農地法改正後管内全域の農地を対象に、旧市町村単位で農地パトロール（利用状況調査）を実施しており、昨年も10月上旬から11月下旬にかけて行いました。

調査は、各地域の農業委員に事務局職員が帯同し、前年度の調査で耕作放棄地、遊休農地と判断された農地や転用許可関連農地などを重点的に調査し、また、新たな発生があるのか、違反転用があるのか等についても調査しました。

調査の結果、全体で33.8haが遊休農地として確認され、昨年度より多少減少しておりますが、昨年同様発生場所等の分布は、やはり地理的に耕作の不便な中山間地域で広範囲に見られました。これは、農家の高齢化や後継者不在等によるものが主な原因と考えられ、一度荒らした農地は借受け者がおらないなどの問題があります。

農地を遊休農地化させた場合、周辺の農地や環境に対し悪影響を与え、大変な迷惑となります。これらの集計結果と諸問題は、今後所有者の意向を確認し関係機関と連携を図りながら解消策を講じていく必要があります。

農家のみなさんには、農地を遊休農地化させないよう日頃より適切な管理をお願いします。

【ご注意】

農業者年金経営移譲年金の受給者や贈与税等の納税猶予などを受けている方は、農地の権利移動した対象農地を遊休農地化した場合、年金の支給や納税猶予等を受けることができなくなる場合があります。



大曲地域



中仙地域



神岡地域での検討会

◎農地のことは、地域の農業委員にご相談ください！

地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名
大曲	松本久明	神岡	石山礼蔵	中仙	伊藤俊雄	南外	伊藤又工門
大曲	渡邊敏雄	神岡	渡部忠行	中仙	佐藤誠悦	仙北	小松伸一
大曲	河越昭夫	神岡	黒川雄一	中仙	細谷精悦	仙北	高橋鶴松
大曲	石橋まゆみ	神岡	齊藤亘	協和	鈴木正雄	仙北	小松強
大曲	小松憲司	西仙北	菅原廣太郎	協和	加藤孝悦	仙北	齋藤久人
大曲	井上時雄	西仙北	田口繁	協和	加藤末道	太田	高橋剛
大曲	三浦功	西仙北	佐々木忠永	協和	茂木靖雄	太田	長澤信徳
大曲	小松亥佐夫	中仙	田村誠市	協和	加藤久孝	太田	泉芳博
大曲	佐藤昇	中仙	岩田長市	南外	佐藤吉男	太田	小松一男
大曲	伊藤隆康	中仙	信田浩則	南外	伊藤正照	(平成26年7月31日～) (敬称略・順不同)	
大曲	高橋勝範	中仙	鈴木清敏	南外	今野純子		
大曲	判田勝補	中仙	高橋章夫	南外	佐々木茂治		

農業委員の活動

第十八回

全国農業担い手サミット 「inみやざきに参加して」

会長職務代理者 菅原 廣太郎

平成二十七年十一月十日・十一日の二日間、「全国農業担い手サミット inみやざき」に参加させて頂きました。さすがに南国九州であり、十一月とは思えない温暖な気候にうらやましさを感じました。

初日は、皇太子殿下のご臨席を賜り、開会式・全体会やパネルトーク等一連の日程行事を通すわけですが、全国的に農業従事者の減少や高齢化による地域産地の衰退、担い手不足等の傾向に、年々変化する農業政策など、現状の農業事情に振り回されながらも「切磋琢磨」しなければならぬ大事な時期に來ていると強く感じたところでした。

二日目は、地域ごとに分かれての現地研修会（「畑かん営農と他産業からの農業参入で地域活性化」・「県内トップクラスのぶどう産地のこだわりワイン」コース）に参加させて頂きました。

JR九州ファーム新富事業所

では、企業参画のもとで園芸施設ハウスにピーマンが栽培生産されておりました。低コスト耐候性ハウスが設備されており、完全な環境制御システムが導入されておりました。鉄道と農業とはかけ離れた存在に思うところですが、説明では美しい田園風景を守り、車窓からの眺めの大切さを結びつけた発想であるとのことでしたが、自分としては根本的に目的が違うものだと違和感を持ちました。

ただ、低コストでのシステム導入は、JRの得意としている技術に勝るものはないと感じました。次に、五年前の口蹄疫で牛や豚等、約三十万頭が殺処分された児湯地域に入りました。二度と発生させないための再生復興は、目に見えないウイルスとの戦いであると県民一体、地域一丸となつての取り組みに、並々ならぬ努力がうかがわれました。また、高鍋地域では畑かん事業が行われており、高冷地での畑作物栽培には欠かせない水利かんがい設備が整備されており、干害被害を克服するための自動制御によるかん水効果の実証圃の視察もさせて頂き、温暖な気候の中、ますます高温による偏局的な気候に対処すべき施策であるように思いました。

趣旨は違いますが、秋田県では稲作主体の経営から他部門への移行を促進しておりますが、圃場条件や農業意識の改革、個体農家から組織的経営体への推進を図るなど、今後取り組みなければならぬ項目が山積みされていることを感じました。

今回サミットに参加させて頂いたことを心よりお礼申し上げます。報告とさせて頂きます。



「畑かん営農と他産業からの農業参入で地域活性化」・「県内トップクラスのぶどう産地のこだわりワイン」コース

異業種参入で地域活性化のモデルとして期待されている農業生産法人や口蹄疫の惨禍を語り継いでいくための拠点施設、児湯地域の特色である畑作をささえる畑かん営農を紹介します。また、世界的にも高い評価を受けているワイナリーを紹介します。

- ① JR九州ファーム新富農場 9:00~9:30
- ② 口蹄疫メモリアルセンター 10:00~10:45
- ③ 畑かん営農の実演 11:00~11:30
- ④ 四季の味うたげ【昼食】 12:00~12:45
- ⑤ 都農ワイナリー 13:00~14:00
- 宮崎空港 15:00
- 一般駐車場（宮崎港） 15:30
- JR宮崎駅 16:00

① 宿舎 8:30



コース E-3

管内農業者等のご紹介

地域の大切な後継者です

太田地域三本扇地区の高橋剛憲さんは高校卒業後、すぐに就農せず、一度車の板金業に就いて10年程従事していましたが、地区及び太田地域全体の離農者が増加するにいたがい、両親の経営する農地が増え苦労している姿を目の当たりにしていたそうです。そのため、長男である自分が自身の農地もさることながら地域全体の農地を守る



高橋 剛憲さん(左)

るといふ観点から、3年前に経営を引き継ぐことを決心し、継ぐなら両親の健在なうちにといい、手伝いから始めたとのことでした。

実際、三本扇地区には180軒程の農家がありますが、担い手となつていらっしゃる方がほとんどが50歳以上で、30代の若い担い手は4人程しかいないのが現状です。

現在の耕作面積は、12haで、水稲6ha、そば3ha、キャベツ1.5ha、ネギ、ダリア等、ハウス8棟500坪でトマト、ほうれん草、小松菜などの周年栽培をしています。特にネギに関しては自分が就農してから始めたもので、今後、力を入れていきたいとのことでした。生産物の収穫時期が異なることや、一度に多く採れる品種等があることから、家族のみでは人手が足りず、地区の方達4名を雇用しているそうです。

収穫した野菜等は全量安全で安心感のあるJAに出荷していますが、今後の動向を見ながら、独自の販路も考えているとのことでした。

就農した当初は、全ての作業を手伝い、オペレーター全部を自分で実施すると決めたことで、一年を通し作業することが沢山あり、自分の時間をあまり待てないことや、特に夏のハウス作業はきついだけ、などの思いがあったようです。しかし、収穫するたびに達成感が湧き、更に近隣にお裾分けした野菜等に対し、「あれはおいしかった」「新鮮でみずみずしかった」などの声が聞けるようになり、農業の面白さを実感できるようになったそうです。

近年の農業情勢に対して意見をお願ひすると、「TPPを踏まえ、受身ではなく攻めの姿勢を持つことが大事！」という頼もしい声を聞くことができました。

農業は自然が相手で天候に左

右されるものの、いいものを作り続けて、10年、20年後も農業を続けていきたいという意気込みを伺いました。今後の活躍を期待しています。

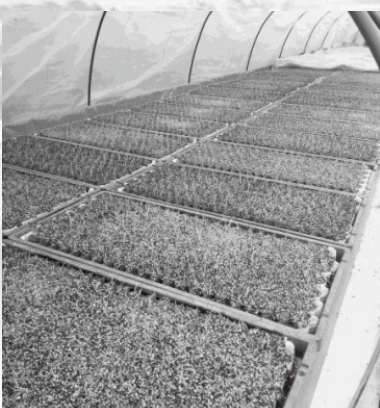
最後に花嫁募集中だそうです。

広報委員 小松 一 男

(太田地域)



ほうれん草



ネギ苗

農地 Q&A ■農地を売った場合の税金は？

Q 私は所有する農地の一部を売りたいと考えています。農地を売払いした場合どのくらいの税金がかかるのでしょうか。

A 1) 農地（土地）を譲渡した場合は、他の所得と区分して（分離課税）、その譲渡所得に対して所得税、住民税が課せられます。
注：時価の2分の1に満たない低額を行った場合についても、時価で農地を売ったものとみなされ、所得税が課税されます。

譲渡所得の計算

○譲渡所得金額＝譲渡による収入金額－（取得費＋譲渡費用）
○税額＝譲渡所得金額×（15%＋5%）
（所得税）（住民税）
* 短期譲渡所得（取得後5年以内の売却）の場合の税率は、30%、9%となる。

2) 譲渡所得税には、政策推進の観点とその強制力の度合いにより特別控除の特例措置が講じられています。農地についても、担い手への譲渡を促すため、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画等により譲渡した場合には800万円、買入協議により農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合は1,500万円の特別控除が認められます。

農地を売った場合の課税の特例(特別控除)

農地利用目的の譲渡	800万円	・農用区域内の農地を農用地利用集積計画又は農業委員会のあっせん等により譲渡した場合 ・農用区域内の農地を農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合
	1,500万円	・農用区域内の農地等を農業経営基盤強化促進法の買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合
公共目的の譲渡の例	5,000万円	・農地が土地収用法等により買い取られる場合 等

3) また、土地利用計画に即した土地利用に誘導する観点や農用区域内の農地の有効利用促進の観点から、土地の買い換えに対する特例措置が講じられています。

農地を買い換えた場合の特例

- 特例の対象となる方 → 個人：認定農業者又は認定就農者
法人：認定農業者
- 対象となる買換 以下のいずれかの区域における買換であることが要件です。
①市街化区域内→市街化区域外の買換（譲渡面積の10倍まで対象）
②農用区域内→農用区域内の買換（農用地利用集積計画で取得すること。また、譲渡面積の5倍まで対象）
- 取得農地の要件 以下のいずれかの要件を満たす必要があります。
①取得農地の面積>譲渡した農地の面積であること
②取得農地が、自ら経営する農地に隣接地であること
- 譲渡による収入金額よりも買換農地の取得額が高い場合
譲渡による収入金額の20%相当部分に課税される
譲渡収入金額 課税譲渡所得金額
- 譲渡による収入金額よりも買換農地の取得額が低い場合
取得価額の80%を超える部分に課税される
譲渡収入金額 課税譲渡所得金額

※詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。

農業者年金に加入しましょう



農業者年金は老後生活をがっちりサポートします！

農業者年金は、農業者の「老後生活の安心と安定」を図るために創設された制度です。農業者年金加入で老後の備えをより充実させませんか。

農業者だけが加入できる、多くのメリットがあります!!

- 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金です！
- 終身年金で80歳までの保障付です！
- 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象！
- 手厚い政策支援で保険料の国庫助成があります！

※詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。

全国農業新聞

経営とくらしに役立つ情報をお届けします！
農家のための情報誌
『全国農業新聞』
◆発行日 週一回（金曜日）
◆発行元 全国農業会議所
◆購読料 月700円
◆送料、税込み
○お申込みは、
農業委員会事務局
及び各分室まで

平成28年度 大崎市農作業標準賃金・料金表

大崎市農業委員会では、平成28年度の農作業標準賃金及び料金表について、次のとおり決めました。

この表は、標準額ですので圃場状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご活用ください。(消費税込み金額は、8%消費税が加算されています。)

区 分		単 位	消費税抜き金額(円)	消費税込み金額(円)	備 考		
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,143	5,554	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。	
		未整理田		5,620	6,069		
		畑		5,620	6,069		
	代 か き	整 理 田	10a	5,524	5,965		
		未整理田		5,810	6,274		
		田 植		整 理 田	10a		4,858
未整理田	5,429	5,863					
側条施肥田植	整 理 田	10a	5,524	5,965			
	未整理田		6,096	6,583			
苗 代	育 苗	緑 化 苗	1箱	486	524	・農薬代は別とします。	
		硬 化 苗	1箱	629	679		
苗 運 搬		1箱	29	31			
畦 畔 つ き		片面1m	31	33			
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	14,381	15,531	・すみ刈は含みません。	
		未整理田		15,334	16,560		
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	25,524	27,565	・一貫作業は刈取から調整までとします。	
		未整理田		27,429	29,623		
粃 運 搬		10a	1,429	1,543			
粃 乾 燥		60kg	924	997			
粃 摺り・調整		60kg	429	463			
精 米		60kg	572	617			
オペレーター		1時間	1,239	1,338			
地 上 防 除		10a(1回)	953	1,029	・農薬代は別途料金とします。		
一 般 作 業		1日	6,500円		・作業時間は8時間とし、賄いはなしとします。		

◎ 未整理田とは 30a 未満の圃場をいいます。

農業委員会へのお問い合わせは

事務局 (神岡支所内) … 0187-72-4611 (直)
 大曲分室 …………… 0187-63-1111 (代)
 西仙北分室 …………… 0187-75-2966 (直)
 中仙分室 …………… 0187-56-2325 (直)
 協和分室 …………… 018-892-3694 (直)
 南外分室 …………… 0187-74-3001 (直)
 仙北分室 …………… 0187-63-3003 (代)
 太田分室 …………… 0187-88-1115 (直)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日	總會終了後 1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・第5条)		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(毎月10日以降)後 1週間以内
買受適格証明申請		總會終了後 1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。



許可申請の締切日等

大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における平成27年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、次のとおりです。

圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、貸し手、借り手の当事者間で協議の上、賃借料を決定する目安としてご活用下さい。

※この情報は、1年間の平均を算出したものです。（ただし特殊事例は除いています。）

※中間管理機構を通じた案件が多数あったため、データ数が昨年より多くなっています。

大仙市東部地区

■田（水稲）の部（10a当たり：円）

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
大曲地域	圃場整備内	14,600	23,000	5,000	502
	圃場整備外	13,500	20,000	5,000	605
中仙地域	圃場整備内	15,400	25,000	5,000	1,125
	圃場整備外	13,700	20,000	5,000	620
仙北地域	圃場整備内	16,000	24,000	5,000	383
	圃場整備外	14,200	23,000	5,000	231
太田地域	圃場整備内	15,800	21,000	5,000	456
	圃場整備外	13,900	25,000	4,000	708
(参考)大仙市東部地区平均	圃場整備内	15,400			2,466
	圃場整備外	13,800			2,164

大仙市西部地区

■田（水稲）の部（10a当たり：円）

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
神岡地域	全 域	11,600	18,000	5,000	645
西仙北地域	刈 和 野	8,900	15,000	5,000	101
	土 川	8,900	15,000	3,000	381
	大 沢 郷	6,900	15,000	3,000	443
	強 首	12,300	20,000	5,000	406
協和地域	荒 川	10,100	15,000	3,000	146
	峰 吉 川	8,600	20,000	5,000	97
	船 岡	8,800	12,000	5,000	102
	淀 川	11,300	15,000	8,000	396
南外地域	南 檜 岡	9,200	15,000	5,000	209
	外 小 友	9,000	14,000	5,000	121
(参考)大仙市西部地区平均		10,100			3,047
(参考)大仙市平均		13,400			7,677

※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※2 (参考)の平均額は、データ数による加重平均の値です。

※3 西部地区は圃場整備の区分は設けていません

※4 データ数とは、集計に用いた筆数です。

農業者年金相談コーナー

共に力を合わせ、前へ進もう東北！



大仙市 農業委員会だより【第十号】



Q 他の同種の制度と比べ、新制度のメリットは何ですか。

A 新制度のメリットとして

a. 積立方式が採用されたことにより、給付される年金等は自ら積み立てたものであるため、加入者受給者比率に左右されない安定した制度であること。

b. 公的年金の二階建て部分に対し、唯一、国庫補助がある公的年金制度であること等があります。

また、旧制度のように一律の保険料ではなく、農業者老齢年金の受給資格を得るための20年の期間要件を廃止することにより、農業者の生涯設計に柔軟に対応し、保険料納付済期間が短期間であったも、それに応じた年金を受給できること等の特徴があります。

Q 積立方式は、なぜ安全なのですか。

A 1. 平成13年までの農業者年金の財政方式は、賦課方式であり、年金給付に必要な費用を「その時々々の現役世代」の保険料で賄う方式でした。しかし、農村における高齢化の進展等により

「その時々々の現役世代」(加入者数)が、受給者数に比べて大きく減少したことに伴い、年金財政が悪化しました。

2. このため、新制度の財政方式は、積立方式に改正されました。

この方式は、将来の年金給付に必要な原資は、予め、加入者「自ら」が積み立てておく方式なので、その時々々の加入者数等に左右されません。

3. このようなことから、積立方式の新制度は、長期的に安定した制度です。

4. なお、積み立てられた原資は、安全かつ効率的に運用することにより、その収益も、年金給付の原資となります。

現在のような低金利時代では、運用収益は、それほど多くを見込めませんが、金融の専門的な機能に、一定のロットで、運用を的確に委託することにより、個人で運用する場合に比べて、安全かつ効率的な運用が期待できます。

Q 加入申込み窓口等新制度への加入手続きは、どうすればよいですか。

A 1. 新制度は、すべて任意加入制度となるために、農業者自らが基金に申し込むこと

によって加入することができま(その申出をした日に、農業者年金の被保険者資格を取得します)。

2. 加入の手続きについては、通常加入の場合は「農業者年金通常加入申込書」を、政策支援加入の場合は「農業者年金政策支援加入申込書」を、旧制度の手続きと同様に農業協同組合に提出していただくこととなります。

編集後記

新たな農業委員会法が4月1日より施行される。新制度では、原則「農地利用最適化推進委員」が設けられ、担当地域の現場活動を担うこととなり農業委員は審議・合議を行うこととなる。農業委員は現場の活動もできるの特記されてはいるものの業務を二分することとなる。これまで農地の利用を最適にするため地域農家と密接に関わってきた農業委員としては、新制度に疑問を感じるが、委員は推薦・公募により議会の同意を経て市長が任命することとなり公正性・透明性も求められている。

大仙市において新制度移行は2017年度になるが、それまでに必要な措置を講じるよう努めていかなければならない。

委員として遊休農地の改善や先進地に向き新しい技術の紹介など地域農業の活性化のための活動や貸貸借料金の情報を精査するなど農業経営の安定を図る取り組みをする中、変化する農業情勢に素早く対応できるように心得ながら、農家が収穫を喜び再び種を蒔けるよう努めます。

広報専門委員 齊藤 亘

発行／大仙市農業委員会
〒019-11701
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷／株式会社三森印刷